

かつら川

No.191



▲吉田の火祭り (CATV富士五湖提供)

主な目次

大月法人会第14回定時総会	2
山梨県法人会連合会第13回定時総会	3
大月税務署管内関係民間団体長会	6
支部活動報告	6
青年部会活動報告	6
女性部会活動報告	10
その他の活動報告	13

令和8年度税制改正に関する提言(山梨県連) ..	14
大月税務署人事異動のお知らせ	18
大月税務署からのお知らせ	20
法人会 自主点検チェックシート	24
健康情報(食事と健康)	26
第61回神社めぐり(無戸室浅間神社)	27

消費税期限内納付
 法人会一声運動



大月法人会

第十四回定時総会 特別講演会

令和七年五月二十三日(金)、ホテル鐘山苑に於いて開催。定時総会開会前に、経済ジャーナリスト・作家の渋谷和宏氏による「トランプ大統領就任後の日本経済」～中小企業への影響～と題する特別講演会を開催し、会員・一般含め百三十五名が聴講されました。

定時総会では、令和六年度決算報告の承認を始め、予定されていた議案すべてが原案通り承認可決され、任期満了による役員改選では、理事

五十五名(うち外部理事一名)と監事三名(うち外部監事一名)の承認後に臨時理事会を開催し、山口照義氏が会長に再任されました。退任されました役員の皆様には、長年に亘り法人会活動へご尽力を賜りまして誠にありがとうございました。

(新役員名は後記掲載)

来賓名

大月税務署長 中島 正之様
東京地方税理士会 高橋 範朗様
大月支部長 山梨県法人会連合会 関 光良様
会長
大月税務署法人課税第一部門 辰野美喜江様
統括国税調査官 大同生命保険株式会社多摩支社 富安 充裕様
営業推進部長

表彰

一、退任役員感謝状

A I G 損害保険株式会社
山梨支店長 西須 正樹様
アフラック生命保険株式会社
山梨支社長 大久保祐輔様

前常任理事 高村 浩明様
前常任理事 柏木 修様
前理事 内藤 定子様
前理事 小林 ゆくよ様
前理事 渡邊 稔様
前理事相当 堀内 満様
前理事相当 小高 洋子様
前理事相当 渡邊 林美様
前理事相当 中村 勝子様
二、会員増強表彰
銀賞 都 留 支部
銀賞 富士吉田統括支部
銀賞

三、保障制度元請会社優績社員表彰

大同生命保険株式会社 伴野さとみ様
アフラック生命保険(株)代理店 エスプラン(株) 白井恵美子様



大月法人会 山口照義会長 挨拶



大月税務署 中島正之署長 ご祝辞



税理士会 高橋範朗大月支部長 ご祝辞



退任役員感謝状贈呈



特別講演会 渋谷和宏氏

(3)



懇親会 辰野統括官 乾杯ご発声



山梨県連 関光良会長 ご祝辞



**山梨県法人会連合会
第十三回定時総会**

令和七年六月十九日(木)、甲府記念日ホテルに於いて開催され、当会より十八名が出席。

令和六年度決算報告の承認を始め、予定されていた議案すべてが原案通り承認可決され、任期満了による役員改選では、当会から山口照義会長以下四名が理事に選任され、県連会長には関光良氏が再任されました。

総会終了後の表彰式において、当会より次の方々が表彰されました。おめでとうございます。



前理事
(株)渡辺商店
渡邊 稔様



常任理事
(有)吉沢製パン
吉澤 秀雄様

山梨県法人会連合会 功労者表彰



理事
(株)ツルタ
鶴田みさ子様



常任理事
(有)小林仏壇
小林 清哲様

全国法人会総連合 功労者表彰

山梨県法人会連合会 退任役員感謝状

山梨県連前理事

(有)吉沢製パン

吉澤 秀雄様



正副会長会

八月二十一日(木)、午後四時三十分
より都留市内「山一」に於いて開催。
以下の議題について協議。

議 題

- 一、今後の主要事業について（理事会等日程調整含む）
- 二、法人会全国大会（高知大会）について
- 三、法人会全国青年の集い（山梨大会）について
- 四、法人会全国女性フォーラム（北海道大会）について
- 五、関係民間団体長会会長感謝状候補者について
- 六、会員増強への取組について
- 七、法人会館管理改修修繕について
- 八、公益法人の制度改革について
- 九、その他

正味財産増減計算書合計表

(単位：円)

科 目	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	180	180	14,000
特定資産運用益	2,619	2,656	120,000
受取会費	12,664,000	12,538,000	12,600,000
事業収益	9,605,000	8,498,843	8,725,000
受取補助金等	9,615,800	9,828,400	9,824,700
受取負担金	1,654,000	1,539,000	1,678,000
寄附金	100,000	204,220	200,000
雑収益	331,460	487,419	546,000
経 常 収 益 計	33,973,059	33,098,718	33,707,700
(2) 経常費用			
公益目的事業	21,904,579	22,545,533	21,949,200
収益事業等	9,334,449	8,620,621	8,484,740
管理費	2,947,633	3,189,411	3,221,214
経 常 費 用 計	34,186,661	34,355,565	33,655,154
当期一般正味財産増減額	△ 213,602	△ 1,256,847	52,546
一般正味財産期首残高	239,212,890	239,212,890	237,956,043
一般正味財産期末残高	238,999,288	237,956,043	238,008,589
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,275,800	9,275,800	9,445,000
受取全法連助成金	9,275,800	9,275,800	9,445,000
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,275,800	△ 9,275,800	△ 9,445,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	238,999,288	237,956,043	238,008,589

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

原田 威

相談役

堀内 富久

新名 米光

細谷 憲二

外川 凱昭

細田 幸次

志村美貴代

込山 紀章

★高橋 範朗

会長

山口 照義

副会長

川上洋一郎

堀江 俊隆

越石 賢一

鈴木 誠一

外川正知恵

★渡邊 和彦

専務理事兼事務局長

小笠原能久

常任理事

土屋きよ美

★尾形 直

三木 範之

西室 信男

餌取 一成

小林 清哲

★吉沢 秀雄

堀内光一郎

★桑原 誠

小佐野昇一

★宮下 崇

★羽田 広樹

大石 秀世

★渡邊 良孝

理事

白木 孝郎

守屋 博文

市川 公子

清水美恵子

★佐々木弘之

天野 統一

★市川 賢一

赤澤 克夫

金巻 裕

山口 光子

奥秋 公大

★中村 武

菊地 明久

鶴田みさ子

桑原 大輔

白須 一政

大森 雄介

渡邊 千恵

白井恵美子

★渡邊 三雄

山下佐一郎

横打香代子

武川 哲也

★河野 大介

大森 保廣

三浦 信

河内 正子

★天野 隆司

井出 泰済

井出 隆

★松浦 潤一

★倉澤 光代

外部理事

★佐藤 明弘

監事

萩原 秀祥

小谷田 融

外部監事

★瀧森 義則

理事相当

吉澤 武司

★新名 公男

小泉 裕次

★平井 勉

小林 宏好

土屋 和也

堀内 慎也

堀内 花代

佐藤 誠

細田 浩一

★餌取由香利

★小林 大希

山崎 泰洋

★大谷 和伸

前田 市郎

前田正太郎

萱沼 孝夫

小池 久司

渡辺 浩次

小野耕太郎

★羽田早一郎

★中村 哲

★池上美奈子

中村 元

相生 光晴

岩田 伸吾

奥脇 芳弘

★伊東 貴也

★吉元 潤

★小山田可能子

渡辺 教彦

渡辺 松氏

三浦 敬伯

堀内電気(株)

堀建トヨー住器(株)

(株)佐藤ダンボール

(株)セントラルモーターズ

(有)印刷エトリ

(株)丸大産業

山崎織物(株)

オオタニデンカ(株)

(株)前田源商店

(株)マエセン

(株)萱沼商事

(有)小池時計店

渡秀工業(株)

フジヤマ(株)

(株)羽田印刷

(有)丸正電器

(株)池上工務店

(有)東京屋製菓

富士急行(株)

(有)寿司華

宮川電気(株)

富士山リゾート(株)

吉田精工(株)

(有)富士エコープレナム

(株)渡辺工務店

(有)旅館松屋

(株)サイコ

(有)森の家久野屋

関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体事務局長会、団体長会が六月四日(水)、十二日(木)、大月税務署会議室に於いて開催され、令和六年度事業・決算報告及び令和七年度事業計画・予算案を原案通り承認。

七月二十四日(木)、ホテル鐘山苑に於いて、大月税務署定例人事異動後初めての関係民間団体長会を開催後、税務署幹部職員及び団体役員等総勢七十九名出席の下、意見交換会が開

催され、新任の松田泰尚大月税務署長以下署幹部職員の紹介を始め、税務署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



租税教育推進協議会定期総会
五月二十八日(木) 富士河口湖町役場コンベンションホール



支部活動報告

富士吉田・河口湖支部合同役員会
七月十日(木) 都留信用組合本店



青年部会活動報告

青年部会第十四回定時総会
五月二十三日(金) ホテル鐘山苑



コバヤシ仏壇グループ



コバヤシ仏壇



石のコバヤシ



ハート・ホール

ご葬儀からお墓まで、真心こめてトータルサポートします。

● (有)コバヤシ仏壇

本店：都留市法能1013-1 TEL 0554-43-8622

● (有)石のコバヤシ

富士吉田店：南都留郡富士河口湖町船津5089-3 TEL 0555-72-3331

● ハートホール都留

都留市法能707 710-1 TEL 0554-45-4004 (365日24時間)

● ハートホール和



<http://www.kk-tsuruta.jp/>

株式会社

ツルタ

南都留郡西桂町小沼221-1 TEL 0555-25-3688

新品カー用品の販売・取付

カーショップ
ツルタ

西桂店

南都留郡西桂町小沼221-1 TEL 0555-25-3525

中古・新品カー用品の
買取・販売・取付

USED CAR PARTS
すてはね
sutenaide

都留店

都留市田野倉468-2
TEL 0554-45-1555

昭和店

中巨摩郡昭和町押越825
TEL 055-275-8101

吉田のうどんをメインとした飲食店

うどんの駅

西桂店

南都留郡西桂町小沼1112-1 TEL 0555-29-2040



手造りパン工房

サンクルー

富士吉田市中曽根3-11-43

TEL.0555(24)3339

(8)

税に関する標語お願い

六月十日(火) 富士吉田市役所



税に関する標語お願い

六月十日(火) ひばりが丘高等学校



税に関する標語お願い

六月十日(火) 富士学苑高等学校



山梨県法人会連合会青連協役員会 (山梨大会現地視察)

四月二十四日(木) 古名屋ホテル



県下四単位会共催バスケットボールクリニック&税金教室

七月六日(日) 甲斐市敷島体育館





全国青年の集い「山梨大会」 決起大会・懇親会

七月十七日(木) 甲府記念日ホテル

青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
小佐野紀之 (有)こみたけ売店
細谷 憲二 中央観光(株)
川上洋一郎 川上建設(株)
小佐野昇一 (有)こみたけ売店
吉元 潤 吉田精工(株)
顧問
守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
越石 賢一 (株)ミネルバ
小林 清哲 (有)小林仏壇
萩原 秀祥 (株)ユーシン
奥脇 芳弘 宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 山二商事(株)
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 中村エンジニアリング(株)
鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
三木 範之 甲陽産業(株)
深沢 央 なだや(株)
渡邊 幸男 吉田タクシー(有)
伊東 貴也 富士山リゾート(株)
三浦 信 三浦化成工業(株)
佐々木弘之 (株)田中屋
菊地 明久 (株)長田電材工業
渡邊 良孝 登り坂石油(株)
奥秋 公大 奥秋建設(株)

部会長

宮下 崇 テクト(株)

副部会長

渡邊 三雄 三和建設(株)

幹事長

桑原 大輔 桑原電業(株)

上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長(監事)

★市川 賢一 (有)大中精機製作所

都留支部長(広報委員長)

★堀内 慎也 堀内電気(株)

富士吉田支部長

河野 大介 (有)河野保険事務所

忍野・山中湖支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖支部長

★三浦雄一郎 (有)森の家久野屋

会計

白須 一政 (株)シラス自工

大月副支部長(親睦委員長)

★小林 宏好 大一木材(株)

富士吉田副支部長

★赤池 優樹 (株)権守土木

忍野・山中湖副支部長

★三浦 和則 オシノ電器(株)

河口湖副支部長

★渡辺 松氏 (有)旅館松屋

事業委員長

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

★新名 公男 (株)新名製作所

★邊見 和志 (株)メイト

★坂本 康嘉 (有)坂本鉄工

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

天野 統一 濱野屋ティートスト(有)

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

野武 直記 ユニテック(株)

小林 大希 (株)丸大産業

岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

佐藤 哲也 (株)MTS

堀内 敏男 (株)ウェブベンダー

程原 誠 (株)アウテックノロジー

中村 哲 (株)丸正電器

平井 尚博 (有)平井製作所

羽田早一郎 (株)羽田印刷

前川まゆみ 大同生命保険(株)

松浦 潤一 (株)エムティーシー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

監事
桑原 誠 秋山土建(株)

(★印は新任)

親睦ゴルフコンペ

七月十八日(金) 富士レイクサイドカントリー倶楽部



全国青年の集い5県連会議

八月二十二日(金) 島根県



青年部会役員会・署との意見交換会

八月六日(水) 大月税務署



女性部会活動報告

女性部会第十四回定時総会

五月二十三日(金) ホテル鐘山苑



郡内おかあさんコーラス大会

五月十日(土) ふじさんホール



女性部会都留支部税務研修会

六月二十六日(木) 山一



富士吉田支部役員会

七月十五日(火) ビストロポノヌ

慰問訪問先打合せ

六月三日(火) 回生荘

県連女連協新旧正副会長会

七月七日(月) 甲府法人会館

県連女連協役員会・意見交換会

七月二十三日(水) ベルクラシック甲府

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

志村美貴代 日伸総建(株)

★鶴田みさ子 (株)ツルタ

部会長

★河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

幹事長(上野原支部長)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月支部長(事業委員長)

★清水美恵子 (株)龍美建設

都留支部長(広報委員長)

★餌取由香利 (有)印刷エトリ

富士吉田支部長(副幹事長)

★白井恵美子 エスプラン(株)

河口湖支部長(会計)

外川正知恵 (有)天下茶屋

上野原副支部長(広報副委員長)

志村 時江 ハリカ上野原

大月副支部長(親睦委員長)

志村ひろ江 志村クリーニング店

都留副支部長(監事)

★天野 宏美 (株)ミツワ精機製作所

富士吉田副支部長(事業副委員長)

★小山田可能子 (有)富士エコーブプレニウム

河口湖副支部長(監事)

★倉澤 光代 (株)協和生コン

親睦副委員長

渡邊ふく子 (株)渡辺商店

コーラス部長

★石井 清子 規予

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

高橋 式子 (株)高橋建設

市川 公子 市川リース(株)

小高 洋子 (有)コタカ電化

湖山 和子 (株)湖山商事

内藤 定子 (株)ナイトー建商

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

★白川久美子 山陽精工(株)

山口 輝子 山口乳業

渡辺なおみ 宝福祉タクシー

功刀真佐美 桂商会(株)

山口 光子 (有)山口製作所

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

柏木 智恵 (株)柏木電工

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

高橋ます子 (有)ボディショップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

池上美奈子 (株)池上工務所

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

渡邊 林美 登り坂石油(株)

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

外川 桂子 (有)山岸旅館

梶原 広子 船津観光(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

(★印は新任)

小学生租税教室と 税に関する絵画及び 絵はがきコンクール

私たち大月法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、毎年十一月十一日から始まる「税を考える週間」に先駆けて、小学生を対象に「租税教室」及び「税に関する絵画コンクール」並びに「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

法人会公益事業の中核を担う当該事業は、次代を担う小学生に税の仕組み、税の果たす役割、そして何よりも税の大切さを学んでもらうことを目的に女性部会五支部が輪番で担



租税教室講師講習会（大月税務署）

当し、今年度は上野原支部が担当することになりました。

二月十日に上野原市土屋教育長をお訪ねし、上野原小学校での実施の内諾を頂きました。

二月十二日に上野原小学校雨宮校長をお訪ねし、正式に承諾を頂きました。続けて上野原市村上市長をお訪ねし、税に関する絵画コンクールのご後援をお願いし、ご快諾を頂戴しました。

六月九日に大月税務署会議室において、甲府税務署伏見税務広聴聴官から租税教室講師養成講座を受講しました。

六月十七日に租税教室を開催。六年生六十七名とパネルを見ながら



租税教室 じゃんけんクイズ（上野原小学校）

じゃんけんクイズをしたり、ビデオアニメを見たり、特に最後の一億円登場では大変盛り上がりつつありました。短い時間でしたが大変有意義な一時となり、児童の皆さんも税金がいかに自分たちの生活を支えてくれているか、理解してくれたものと確信をいたしました。

さらに、全法連、山梨県連、大月法人会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」募集事業につきましては、上野原小学校に加え、例年同様に西桂町立西桂小学校並びに都留市立木生第一小学校にもお願い致しました。三校の児童の皆さんには夏休みの課題が増えて申し訳なく思いますが、多くの素晴らしい作品の応募を期待しています。

女性部会上野原支部長 土屋きよ美



租税教室 公共施設選び（上野原小学校）



絵はがきコンクールお願い（西桂小学校）



租税教室 1億円体験（上野原小学校）

その他の活動報告

広報委員会

七月十六日(水) 大月法人会館



県連税制委員会

六月十一日(水) 甲府法人会館



新設法人説明会

六月二十三日(月) 大月法人会館



決算法人説明会

六月 十六日(月) 大月法人会館
八月 二十一日(水) 大月法人会館



令和7年度リニア中央新幹線

建設促進山梨経済団体協議会総会

七月二十九日(火) 甲府商工会議所



広報誌封入作業

四月三十日(水) 大月法人会館

全法連広報委員会

七月十五日(火) 全法連会館(山口会長出席)

新入会員紹介

○塩田設備株式会社

(上野原市上野原一八二一三)

代表取締役 塩田 行雄

○合同会社 OKAMOTOYA

(富士吉田市下吉田二一七一七)

代表者 岡 洋介

○税理士法人おしまち会計社

(富士吉田市上吉田五一六一四)

代表社員 清水 学

○山梨県職業能力開発協会

(甲府市大津町二一三〇一四)

会長 高野孫左工門

○坂本建築

(大月市富浜町宮谷一五七二一五)

代表者 坂本 裕輔

○株式会社 TOCORO

(富士河口湖町船津三〇三二一四)

代表取締役 田辺 大地

○グッドウィルスマイル合同会社

(大月市猿橋町猿橋一五二九一三)

代表者 平本 哲也

○株式会社 オフィス K

(上野原市上野原二二九一四)

代表取締役 河内 良美

○有限会社 和智精機

(上野原市上野原八一五四一五二)

取締役 鬼塚 睦子

前号新入会員紹介住所のお詫びと訂正

○株式会社 宮下組(富士河口湖町船津一七九三)と紹介させて頂きましたが、(富士河口湖町河口一七九三)が正しい住所になります。お詫びいたしますと共に訂正させて頂きます。

山梨県連令和八年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和七年六月十一日(水)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単体会から提出された税制改正提言書及び「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和八年度税制改正に関する提言

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

(1) 財政健全化に向けて

高齢化に伴い社会保障の費用は増加を続け、税金や借入金に頼る分もさらに増えている。また、物価高対策などの支出の拡大を税収で賄いきれず、借金が膨らむ構図が続いており、政府の借入金残高は過去最高を9年連続で更新し、令和6年度末で1,323兆円に達し、財政状況は一段と厳しくなっている。国や地方においても自ら身を削る行政改革による「歳出削減」に真摯に取り組むと同時に、安定的かつ持続可能な成長を前提としていくことが最も重要である。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

少子高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は今後さらなる増大が見込まれ、もはや社会保障制度の持続不可能

性が危ぶまれている。長期的な視点に基づき、社会保障制度の抜本的制度改革を行うとともに、少子高齢化社会に対応した将来世代が安心して信頼できる「持続可能な制度」を実現することを要望する。

(3) 行政改革の徹底

国の財政健全化及び社会保障の安定財源を確保するために、増税は不可欠であり、国民に負担を課すのであるから、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削らねばならず、議員定数の削減、歳費の抑制などをはじめ、あらゆる無駄を削減するなど行政改革を徹底すべきである。

(4) マイナンバー制度

マイナンバー制度は、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資するという目的は理解できるものの、手続の簡素化や個人情報の保護に十分留意すべきである。政府は、真のデジタル社会の実現に向けて、十分な期間を設けて国民の不安・不信を払拭するための強固な個人情報保護や、セキュリティ面に十分留意したシステムの構築したうえで、マイナンバーの利活用への推進に向けた国民への

理解を高めていくべきである。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

① 中小企業軽減税率の特例

健全な経営に取り組んでいる中小企業が立ち行くよう、中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額を1,600万円に引き上げることを要望する。

② 中小企業投資促進税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡充し、中古、貸付の用に供する設備も含めるべきである。(現時点では、令和9年3月31日まで)

③ 中小企業経営強化税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡大し、手続きを簡素化するとともに事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については、弾力的に対処すべきである。

④ 防衛特別法人税

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため創設するとなつてはいるが、そもそも必要なのかしっかりと議論する必要がある。

⑤ 租税特別措置法について

税の公平性・簡素化の観点から、適用額明細書を活用して、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理・合理化を図り、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置については、対象設備等を拡充

するとともに本則化すべきである。

(2) 事業承継税制の拡充

① 「法人版事業承継税制の特例」

特例措置の適用期限が決まっていること、特例承継計画の提出と認定申請が必要であること、認定を受けた後も一定期間ごとに都道府県や税務署へ報告が必要であること、免除を受けるためには原則として後継者が死亡するか又は一定期間経過後に次の後継者へ事業承継税制の適用を受ける贈与をする必要があることの4つのデメリットがあり、後継者によつては非常に受けづらい制度となっている。解りやすく、簡素な仕組みにより、納税猶予ではなく、免税になる等の制度の導入を要望する。

② 新たな事業承継税制の創出

事業に資する相続財産については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を要望する。

③ M&Aに対応した税制の創出

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される事例が増加している。売り手・買い手のそれぞれに対し、事業承継を実施し、今後も事業を継続させたインセンティブとして、株式譲渡にかかる特別控除等を認めるなどの、M&Aに対応した税制の創設を要望する。

(3) 消費税への対応

① 軽減税率制度の見直し
増税による低所得者層の経済的な負

担軽減対策として導入された軽減税率制度は、低所得者への逆進性の観点からは不十分な制度であり、事業者の事務負担などの制度の複雑化とあいまって問題も多く、廃止して単一税率とすることを要望する。

② インボイス制度

事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、制度導入にあたり経過措置として設けられた、「2割特例」や「少額特例」は適用期限が令和11年9月30日までとなっている。小規模事業者が経済取引から排除されない環境醸成のために、適用期間を延長するべきである。

3. 地方のあり方

(1) 地方創生

① 土地の取得に関する税制措置

地方創生の動きを活性化させるためにも、土地活用を容易にするよう土地の取得に関する税制措置を要望する。

② 個人所得税の見直し

少子化対策に貢献するための、個人所得税の取り扱いにおける、子供が多い世帯ほど税額が少なくなる税制措置を希望する。

③ 地方公務員の人材確保と育成

地方では通常の業務に追われ創生どころではないのが実情である。地方を活性化するための地方公務員の人材確保・育成支援を要望する。

(2) 行政の効率化

① 源泉所得税の納付期限

法人や事業者の取引における決済は、殆どが月末に行われており、諸公課についてもおおむね月末が納付期限となっている。

源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期の特例適用者は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

② キャッシュレス納付手数料の軽減

地方税・国税納付においてキャッシュレス化を推進しているが、クレジットカード納付においては決済手数料を納税者に求める形となっている。

キャッシュレス納付の利用に伴う納税コストの軽減分を勘案し、手数料の軽減又は無料化を進めるべきである。

《税目別》

1. 法人税関係

(1) 実態に合った法人税の構造転換について

法人税の実効税率は平成28年度から段階的に引き下げられ、平成30年度には29・74%と待望の20%台実現に至った。

また、企業誘致を目的とした各国の法人税の引き下げ競争に歯止めかけるため、令和3年10月OECD加盟国を中心とした136の国と地域で15%の最低税率導入で国際合意が成立した。

令和6年度税制改正大綱では、財源の確保も重要であり、税収の中立性を確保する観点からも法人税率の引き上

げを検討しているようであるが、戦争や歴史的な円安に伴う原材料価格の高騰に加え、「トランプ関税ショック」により、経済や市場に多大な影響が出始め、企業業績への影響も懸念されることから、税率の引き上げは慎重に判断することが重要である。また、企業の海外流出等を防ぐためのルール作りも必要と考える。

(2) 役員給与の損金算入の拡充

現行制度は、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、職務執行の対価であるため、原則損金算入を認めること。また、同族会社における役員の業績連動給与についても、経営者のモチベーションを高める観点から、一定の要件のもと損金算入を認めることを要望する。

(3) 少額減価償却資産の見直し

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得・事業供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが、上限額300万円を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、特例措置の適用期限を延長することを要望する。

2. 個人所得税

(1) 所得税のあり方

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度と

なっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少する逓減現象になっている。これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得が低税率と分離課税が適用されているためで所得税の構造が逆進的になっている。分離課税税率の大幅な引き上げ、所得税最高税率のアップ、総合課税の導入など課税方式の見直しを要望する。

(2) 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ、又ひとり親控除の創設等により制度が複雑化し、事務負担などが増加しており、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革にふさわしいものとなるような検討を行うことを要望する。

また、医療費控除が申請できる必要金額は、所得金額200万円以上は年間10万円となっているが、10万円に満たない納税者も多く、適用金額の引き下げを要望する。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税

① 基礎控除額の見直し

現行の相続税の基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人

の数)は、平成25年度税制改正で(5、000万円+1、000万円×法定相続人の数)から引き下げられた結果、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。

課税割合が高すぎるため、基礎控除額の引き上げを要望する。

②相続時精算課税制度の見直し

小規模宅地等の特例について、本制度を選択した場合でも一定の要件を満たした場合は適用を受けられようになること。さらに、相続物件の評価については、相続時かあるいは贈与時のいずれか評価の低い方を選択適用できるようにするほか、非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する

(2)贈与税

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化となっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度への引き上げを要望する。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

①償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、設備投資を阻害し、課税の公平性で問題がある。

特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。

国際的にも事業用資産に対する課税が稀であるため、廃止または縮減を要望する。

②評価方法の見直し

地価が長年下落しているにもかかわらず、固定資産税は未だに過大な負担を強いられている。評価方法の適正化、税率を引き下げる等、実勢価格による税負担に近づけるべきである。

また家屋の評価額についても、建物への経年評価に改めるなど評価方法の見直しを要請する。

③固定資産評価の一元化

国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、土地の使用目的により恣意的に評価されることを防止し、行政の効率化の観点からも評価体制は一元化すべきである。

④空き家等の流動化に資する税制の創出

空き家、空き店舗等が社会的問題となっている。建物の老朽化、破損、雑草の繁茂等による景観の悪化、災害時の倒壊による周辺住民や通行人への危害、犯罪の温床にもつながりかねない。空き家、空き店舗、空き地等の流動化に資する税制を要望する。

(2)事業所税の廃止

特になし

5. その他

(1)震災復興

現行の雑損控除は、災害による損失と盗難・横領による損失が同じ取扱いになっている。災害による損失は、盗難・横領による損失よりも多額であり、保険金で損失がカバー出来きれないため、雑損控除から独立した控除制度の創設を要望する。

(2)環境問題に対する税制上の対応

森林環境税が令和6年度から住民税に一律1、000円が上乗せされた。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37都道府県で独自に導入されており、独自に導入している県にとつては国税となる森林環境税も上乗せされ、「二重課税」となっている。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、55%を私有林人工林面積、25%を人口、20%を林業就業者数とする配分基準となっている。森林整備を目的とする税金なのに、森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされないような配分算定基準となっている。

制度への理解醸成を進めるとともに、効果的な運用への検証を含め制度の見直しを要望する。

(3)租税教育

税は国や地方が、国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税

の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税の果たすべき役割を必ずしも国民全員が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全員で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

(4)その他

①印紙税の廃止

現在の印紙税法は契約書や領収書などの文書による取引には課税されるが、電子契約などのデジタル文書には課税されないというのは不公平感がある。印紙税の廃止を要望する。

②二重課税の廃止

ガソリン、酒、たばこの販売価格にはもともと税金が含まれている。それに対して更に現行10%の消費税が課され「二重課税(Tax on Tax)」となっている。二重課税の廃止を要望する。

③超過課税の見直し

住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、課税の公平性を欠く安易な課税と言わざるを得ない。課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すことを要望する。



7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。

見つかりますか？（答えは26ページ下にあります。）



【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

税務研修会開催のお知らせ

『令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について』

- 日 時：令和7年9月25日(木) 14:45～16:00
- 場 所：大月法人会館二階研修室
- 講 師：大月税務署法人課税第一部門審理担当国税調査官
- 定 員：50名（会員、非会員問いません）

受講を希望される方は大月法人会事務局までご連絡ください。

TEL 0554-45-6565
FAX 0554-45-6465

大月税務署人事異動のお知らせ

職 名	旧【令和6事務年度】		新【令和7事務年度】	
	氏名	新所属・職名	氏名	前所属・職名
署 長	中島 正之	東京局 調査一部 特官	松田 泰尚	財務省 主税局 参事官補佐
総 務 課 長	吉田 正	葛飾 総務課 総務課長	石井 竜彦	豊島 徴収1 統括官
管運・徴収統括	鈴木 匡一	麴町 徴収 統括官	松澤 諭	東京上野 徴収特官 上席
個人1統括	木原 大介	留任	木原 大介	留任
個人2統括	桶作 聡	留任	桶作 聡	留任
資 産 統 括	小坂 篤志	退職	岡嶋 克晃	日野 資産2 統括官
法人1統括	辰野美喜江	留任	辰野美喜江	留任
法人2統括	山野井 孝	留任	山野井 孝	留任
法人3統括	住友 卓二	本郷 法人4 統括官	山本 昌司	中野 法人6 統括官
法人1審理調査官	岡崎 崇志	留任	杉沼遼太郎	留任



杉沼遼太郎

● 出身地
神奈川県座間市
● 趣味
神奈川県座間市
● モットー
筋トレ・登山
泰然自若



石井竜彦 総務課長

● 出身地
群馬県高崎市
● 趣味
野球・犬の散歩
● モットー
明るく・楽しく・
前向きに



松田泰尚 署長

● 出身地
神奈川県横須賀市
● 趣味
神奈川県横須賀市
● モットー
野球・筋トレ
百折不撓

新任者プロフィール

離任の御挨拶

前大月税務署長

中島 正之



この度の人事異動により、東京国税局調査部に転任し、大月税務署長を離任することとなりました。

昨年七月の着任以来、山口会長をはじめ大月法人会の皆様には大変お世話になりましたこと、心より御礼申し上げます。

二十五年ぶりの税務署勤務、しかも初めての山梨県勤務ということ、不安と期待が入り混じった状況での着任でしたが、大月法人会の皆さまの税務行政に対する深い御理解と長年にわたる厚い御支援により、大月税務署の勤務を全うすることができました。

大月法人会は、本会のみならず、女性部会及び青年部会における活動も活発であり、次世代を担う子ども達に対する租税教育活動、また、各支部における税務研修会等における

税の啓蒙活動など、幅広い事業活動を展開していただきましたことに深く感謝申し上げます。

皆様と共に様々な活動に参加させていただき、皆様の熱意を強く感じることが深く印象に残っております。

税務行政を取り巻く環境が変化していく中で、今後とも変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

着任の御挨拶

大月税務署長

松田 泰尚



公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で大月税務署長

を拝命し、財務省主税局から参りました松田でございます。

富士山の雄大な姿を間近に望み、富士五湖、忍野八海の清流や四季折々に表情を変える山々など素晴らしい自然に囲まれた環境で日々仕事ができることを大変光栄に思っております。

前任の中島同様、御懇情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山口会長をはじめ大月法人会の会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「正しい税知識の普及」を目的とした説明会・研修会を開催されるほか、「地域社会への貢献」を目的とした施設慰問など、各種の事業を活発に展開し、地域社会に多大な貢献をされております。

また、租税教育推進の分野では、「小学生による税金絵はがき・絵画コンクール」及び「高校生による税の標語募集」活動を行うとともに、小学生を対象とした租税教室を開催されるなど、次世代を担う子ども達に税について考える機会を作る意義

深い活動に熱心に取り組んでいただいております。

これもひとえに、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様の御尽力の賜物であると、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、皆様御承知のように、所得税について、昨年の定額減税に引き続き、令和7年度の税制改正により、基礎控除の見直し、また、特定親族特別控除の創設など、源泉徴収事務も複雑化している状況です。

私どもといたしましては、改正内容の円滑な実施に向けた周知・広報に取組んでおりますが、貴会におかれましても、会員の皆様に税制改正内容等を十分理解いただき、必要な準備を進めていただけるよう、引き続き周知・広報に御協力の方、よろしく願います。

国税庁では、経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命感を的確に果たすため、税務行政の将来像として「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱により、事業者のデジタル化を推進しています。

税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて推進することにより、経済取引のデジタル化に繋げ、これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上といった効果も期待されます。

こうした取組を促進していく上では、皆様方の御協力が欠かせないものであります。

国税庁といたしまして、日常使いなれたスマートフォンなどのデジタルツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境を目指し、給与所得等の自動入力及びキャッシュレス納付の推進など、税務署に御来署いただくことなく、御自宅や事務所などで税務手続が完結する環境の整備を図っております。

貴会におかれましても、納税者の皆様の利便性の向上や税務行政の効率化の観点から、引き続きe-Taxの利用拡大に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人大月法人会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大月税務署からのお知らせ

【 抜粋版 】 ※詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

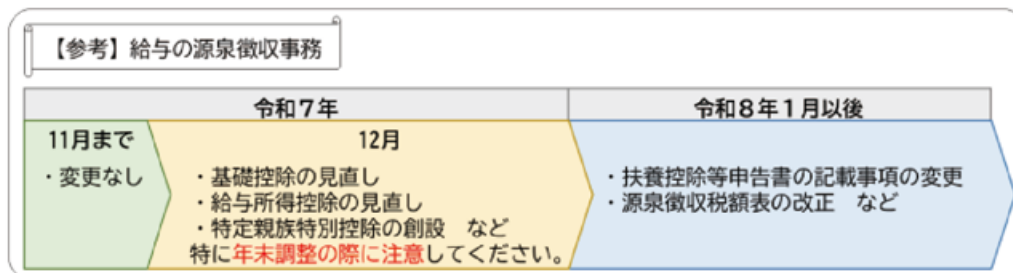
国税庁
令和7年4月

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

詳しくは、このパンフレットをご覧くださいほか、国税庁ホームページをご参照ください。



【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



（注） このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1. 改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額			改正前
	改正後 (注1)		改正前	
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)			
489万円超 655万円以下 (665万円5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

- 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^{（注）}の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合には、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

□ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

「所得税の基礎控除の見直し等」にかかる説明会の開催（事前申込み制）

大月税務署では、「所得税の基礎控除の見直し等」について下表のとおり説明会を開催いたします。説明会は事前予約制となりますので、参加希望の方は、**10月3日(金)**までにお申し込みください。なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきます。

開催年月日	開催時間	定員	開催場所	申込先
令和7年10月9日(木)	10:00~11:00 (受付開始 9:30~)	30名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	大月税務署 法人課税第1部門
	14:00~15:00 (受付開始 13:30~)	30名		
令和7年10月16日(木)	10:00~11:00 (受付開始 9:30~)	30名	大月税務署3階会議室	0554(22)3151
	14:00~15:00 (受付開始 13:30~)	30名		

※お申込みの際は、**お名前、連絡先、参加希望日及び参加人数**をお伝えください。

第39回

法人会全国青年の集い

山梨大会

東海道と東山道の連結地
「交ひ」を由来とする「甲斐の国」山梨
戦国武將「武田信玄」が最も大切にしたのは仲間との絆と助け合いの心
子供たちの光り輝く未来のために全国の仲間と情報を「交ひ」し、
絆と助け合いの心の城を築きましょう！

人は石垣 人は城
光り輝く未来のために
YAMANASHI 2025

2025. 11/20_木 - 21_金

会場
YCC県民文化ホール
甲府記念日ホテル
アイメッセ山梨

主催：公益財団法人全国法人会総連合、全国法人会総連合青年部会連絡協議会 主管：一般社団法人山梨県法人会連合会、山梨県法人会連合会青年部会連絡協議会

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート)と記入することができます。

[illegible]

1. 「法人事業概況説明書」〈表面〉8. (5)「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無	☒ 有	☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)		

15 帳簿 の 備 付 状 況	発行年度	期首日	発行日	⑬ 電話留守 ☐ 申請書の作成 ☐ 調査立会 ☐ 従事相談 (⑭ 関与状況) ☐ 決議書の作成 ☐ 広報の整備 ☐ 補佐席の設置 ☐ 前勘定光紙の配付 ☐ 調査席に関係事務
	帳簿書類の名称			
17 加入 組合 の 状 況				(役職名) (役職名) 定通時刻 開店 時 閉店 時 定休日 毎週(毎月) 曜日(日)
	月別	売上(収入)金額	仕入金額	外注費 人件費 謝金徴収 販 販 販 従事

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	大月法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、**裏面**をご覧ください。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート（国税庁後援）」を作成しています。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○点検項目チェック表		I 社内体制			
科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
1	自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。	○	○		
	☐ 会社名は記載されていますか。 ☐ 通帳請求書発行事業者である場合、記載要件を満たしていますか。 ☐ 自由に持ち出される可能性はありませんか。 解説 会社名を漏られることを防止します。内部の不正を未然に防止します。 一定番号が付けられていれば、なお良いでしょう。				
	重要な書類等（現金、通帳、権利証等）は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。		×	○	
2	☐ 施錠されないところに保管されていませんか。 ☐ 未使用の小切手帳を管理していますか。 ☐ 書置でも開けられるようになっていませんか。 解説 盗難被害を小さくします。内部の不正を未然に防止します。 鍵の管理を怠ると、責任の所在が明確になります。				
	通帳、小切手帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。	○	○		
3	☐ 勝手に出金等ができないようになっていますか。 解説 盗難被害を小さくします。内部の不正を未然に防止します。 出金等の決断権がなければ、なお良いでしょう。				
	文書管理				

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で84の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を42項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

点検結果記入表 (9月30日点検分)		点検担当者	法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針	
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	確実に施錠し、鍵は〇〇が管理すること	

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



大月法人会

電話番号 0554-45-6565

URL <https://otsuki-hojinkai.jp>

健康情報

元気に働くための

4

食事と健康

第1章 「食」と栄養 つづき

③たんぱく質

たんぱく質は筋肉だけでなく皮膚や酵素、ホルモンなどの原料になります。体内に入ると消化酵素の働きでアミノ酸に分解・吸収されます。再び筋肉などの合成、エネルギー源として利用されますが、そのときにビタミンB群が不足すると代謝できず、体内で利用できません。たんぱく質を摂るときは一緒にビタミンB群もセットで摂ると効率よく利用できます。

ちなみに肉や魚はたんぱく質を多く含む食品ですが、肉の重さ≠たんぱく質量ではありません。



【和牛のサーロインヒレ】

【和牛のサーロイン脂身つき】

(100g あたり)	
脂質	15.0g
水分	64.6g
たんぱく質	19.1g
炭水化物	0.3g
ミネラル	1.0g

(100g あたり)	
脂質	47.5g
水分	40.0g
たんぱく質	11.7g
炭水化物	0.3g
ミネラル	0.5g

→同じ牛肉であっても部位によって栄養素の量が全く違います。

【たんぱく質の1日の食事摂取基準値】

(1日の目標とする値)

成人男性(15～64歳) **65g／日**

成人女性(15～64歳) **50～55g／日**

(日本人の食事摂取基準 2020 年度版)

脂肪の多い肉類で必要なたんぱく質を摂ろうとすると、脂質を摂り過ぎになってしまいます。動物性たんぱく質と植物性たんぱく質を組み合わせでバランスよく摂るようにしましょう。



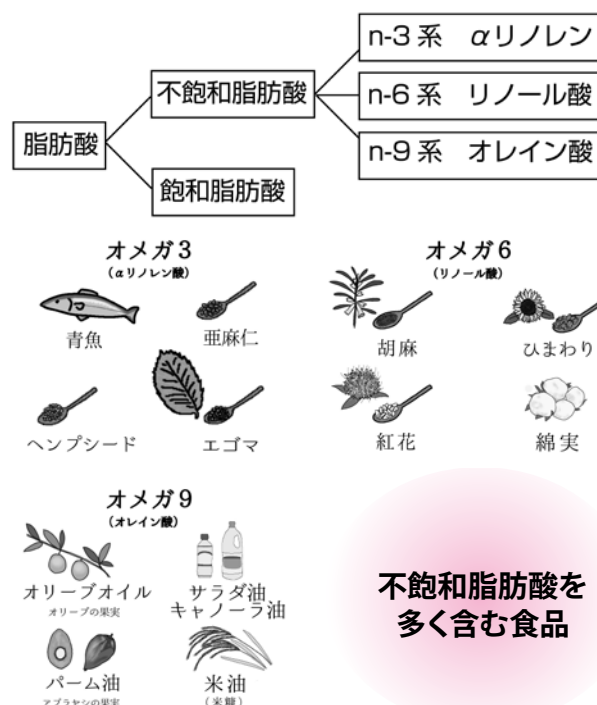
④脂質

健康志向の人やダイエットをしている人から嫌われがちな脂質ですが体内では体脂肪(中性脂肪)以外に細胞膜やホルモンの主成分になります。また脳の60%は脂質(コレステロールやリン脂質など)からできており、体をつくる栄養素として欠くことができません。

脂質のなかでもオリーブ油(n-9系)はLDL(悪玉)コレステロールの増加を抑え、亜麻仁油、エゴマ油(n-3系)は血管系の疾患や動脈硬化の予防に効果があると注目され、積極的に摂ったほうがよいとされています。

反対に肉の脂身やバターに含まれる飽和脂肪酸は血中コレステロールや中性脂肪を増加させ、動脈硬化を進行させる可能性があります。

ただ体によいといわれる油脂でも摂り過ぎればカロリーオーバーになります。特定の油脂に偏らずバランスよく摂ることが大切です。



不飽和脂肪酸を多く含む食品

【7つの間違い探しの答え(17ページ掲載)】①髪の結びヒモの向き(右上) ②鐘の紋(右上) ③眼の開閉(左中) ④舞う着物(左中) ⑤桜(左下) ⑥烏帽子(えぼし)のヒモのふさの数(中下) ⑦帯の丸い柄(右下)



神社めぐり

第61回

むつむろせんげんじんじゃ
無戸室浅間神社

鎮座地 南都留郡富士河口湖町船津六六〇三

御祭神 木花開耶姫命

例祭日 八月一日

宮 司 福住春子

境内地 七〇〇坪

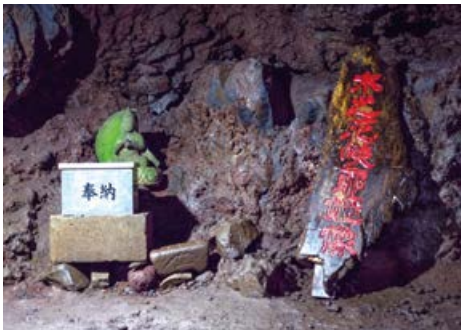
崇敬者数 一二〇〇〇人

由緒沿革

神社は、江戸時代初期に富士講行者により浅間大神誕生の地とされた洞穴から、安永元年（二七七年）現在地に遷宮され建立された。この洞穴は約千年前の剣丸尾溶岩流により複数の大木が溶岩に取り込まれてできた複合型溶岩樹型で、内部では人体を思わせるあばら骨や胎盤などの形状が見られる。信者たちはこの穴に入り出ることを胎内ぐりと称して生まれ変わりをしたうえで、富士山頂の神の世界を目指した。

この洞穴の発見者

で富士講先達の藤井藤四郎の厨子入り一本造り木像が社宝として安置されている。また洞穴は平成二十五年（二〇一三年）富士山信仰の場のひとつとして世界文化遺産に登録された。





ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen